

## 新たに施術所を開設された皆様へ

1. 開設届の「控え」は、再発行できません。大切に保管してください。
2. 開設届に記載してある事項に変更があった場合には、変更後10日以内に届出が必要で

＜届出が必要な変更事項＞

- ① 開設者の住所および氏名

（ 個人開設：氏名の変更は婚姻などによる場合  
 法人開設：氏名の変更は法人名称を変更する場合 ）

- ② 施術所の名称
- ③ 開設場所（住居表示が変更になった場合）
- ④ 業務の種類（あん摩マッサージ指圧業に、はり業を追加する場合など）\*柔道整復は該当なし
- ⑤ 業務に従事する施術者（新しく雇用した施術者の免許証の確認をさせていただきます）
- ⑥ 構造設備の概要（事前にご相談ください）

\*開設者が個人から法人に変わった場合、移転等で開設場所が変わった場合などについては、新たに開設届が必要となりますので、ご注意ください。

3. 廃止・休止・再開したときは10日以内に届出が必要です。

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」と「柔道整復師法」は別の法律です。

開設届や変更届、廃止届等は、法律ごとに提出していただく必要があります。

4. 広告に関する規制があります。（裏面参照）

施術所の広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条及び柔道整復師法第24条により定められており、法令で定められた事項以外は広告できません。

\*問い合わせ先\*

町田市保健所 保健総務課 保健医療係

所在地：町田市野 2-2-22 町田市役所（市庁舎7階）

電話：042-722-6728（直通）

## 参考

### 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類（第一条に規定する業務：あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう）
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

第七条第一項第五号の厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日厚生省告示第 69 号）

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼（はり）
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定\*による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

### 「柔道整復師法」

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

第二十四条第一項第四号の厚生労働大臣が指定する事項（平成 11 年 3 月 29 日厚生省告示第 70 号）

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定\*による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

※ 規定の主な内容：施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては保健所長）に届け出なければならない。